

答申第168号
平成16年7月21日

千葉県選挙管理委員会
委員長 土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年6月18日付け千選管第76号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成15年6月4日付けで異議申立人から提起された平成15年6月3日付け千選管第32号の2で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成15年6月3日付け千選管第32号の2で行った行政文書「県社会福祉協議会の代表者が県知事であるのに兼業禁止で失職しないことについてわかる書類」の不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は次のとおりである。

行政文書の保有は、取得と作成によるものである。このうちの作成分のみで不開示決定したのは違法である。取得分についての保有している行政文書の有無が確認されていないのは明らかに手続きにミスがある。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は次のとおりである。

異議申立人は、「行政文書の保有は、取得と作成によるものである。このうちの作成分のみで不開示決定したのは違法である。取得分についての保有している行政文書の有無が確認されていないのは明らかに手続きにミスがある。」と主張している。

しかしながら、当該処分は、取得分と作成分に分けて、作成分のみについて不開示決定をしたわけではなく、それらを含んだ結果として、保有していないとの理由を示したものであり、当然ながら取得も作成もしていないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、請求に係る行政文書を存在しないとしているので、以下その妥当性について判断する。

異議申立人は、「県社会福祉協議会の代表者が県知事であるのに兼業禁止で失職しないことについてわかる書類」についての開示を求めたものであるが、当該請求は「県社会福祉協議会の代表者が県知事である」ということを前提としているものと認められる。

そこで、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に確認したところ、当該協議会

発足当時から知事が代表者に就任していた事実はなく、開示請求時も就任していないとのことであった。

従って、行政文書を保有していないとする実施機関の説明には不合理な点は認められない。

また、異議申立人は「行政文書の保有は取得と作成によるものであり、作成分のみで不開示決定したのは違法であり、取得分についての保有している行政文書の有無の確認がされていないのは明らかに手続きにミスがある」と主張するが、そもそも知事が当該協議会の代表者に就任していないのであるから、取得する余地は考えられず、実施機関の行政文書を保有していないとする決定に関して違法性はない。

よって、本件請求に係る対象文書は存在しないと認められる。

2 結論

以上のとおり、請求に係る行政文書の不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当であると判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 6. 18	諮問書の受理
15. 7. 22	実施機関の理由説明書の受理
16. 6. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	首都新都市鉄道(株)常務取締役 城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年6月24日現在)